



名護市民間住宅耐震診断・改修等事業費補助事業

耐震診断・改修のすすめ



わが国は、世界でも有数の地震国であり、日本国内においていつどこで大地震が発生してもおかしくない状況です。平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、9万棟を超える住宅・建築物が被災し約6,400人を超える死者が出ました。その被害者の約9割が住宅などの下敷き等により命を失っています。その倒壊した建築物は昭和56年に施行された耐震基準を満たさない、いわゆる「既存不適格建築物」に被害が集中しました。

大地震に備え、住宅の耐震診断・改修等を行いましょう。



名護市 建設部 建築住宅課 建築相談係
0980-53-1212 (内線223)



名護市民間住宅耐震診断・改修等事業費補助事業

補助対象住宅

名護市内における住宅一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅(昭和56年5月以前に建築された住宅及び同日において工事中であったもの)であり、店舗等の用途を兼ねるものを含み、主として居住のために継続してり利用する住宅。

耐震 診断

当該事業に要する経費と次に掲げる限度額を比較し、いずれか少ない額の2/3以内

- 一戸建ての住宅
簡易診断：30,900円/戸 詳細診断：134,000円/戸
- 長屋及び共同住宅（1棟ごと）
面積1,000㎡以内の部分：3,600円/㎡
面積1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分：1,540円/㎡
面積2,000㎡を超える部分：1,030円/㎡
- 住宅の擁壁：30,900円/件

耐震診断とは？

建物が地震に対してどの程度耐える能力をもっているかを構造耐震指標等を算出することにより評価します。

耐震 改修 設計

- 一戸建ての住宅
当該事業に要する経費と基準額90万円を比較して、いずれか少ない額の2/3以内
- 長屋及び共同住宅（1棟ごと）
当該事業に要する経費と次に掲げる基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内
基準額：90万円に1を超える住宅戸数に20万円を乗じて得た額を加算した額 基準額の限度300万円

耐震 改修

- 1棟ごとに、当該事業に要する経費と次に掲げる限度額を比較し、いずれか少ない額の23.0%以内の額 基準額の限度2,000万円
- 住宅（マンションを除く。）：33,500円/㎡
一戸建ての住宅 3,580,000円/戸を限度
 - マンション：49,300円/㎡
 - 住宅の擁壁：49,400円/㎡



詳しくは、名護市建築住宅課まで、お問い合わせください。